

2013年12月12日
東日本旅客鉄道株式会社

消費税率引上げに伴う運賃・料金改定について

JR東日本では2013年12月12日に国土交通大臣に鉄道運賃・料金の変更認可申請をいたしました。

1 申請理由

2014年4月1日に消費税率が8%に引上げられることに伴い、運賃・料金を消費税率引上げ相当分を転嫁させていただくものです。

2 運賃・料金改定の考え方

消費税の主旨に照らして、消費税率引上げ分を運賃・料金を公平に転嫁することを基本に改定率が108/105となる改定を行います。

普通旅客運賃

税抜運賃*に1.08を乗じ、次により端数処理した額とします。

ICカードを利用する場合

ICカードのチャージを利用して在来線の自動改札機により入出場してご利用いただく場合は、1円未満の端数を切り捨て1円単位にした額とします。

上記以外の場合

自動券売機等で発売するきっぷをご利用いただく場合等、上記以外のご利用の場合は、円単位を四捨五入し10円単位とした額とします。ただし、山手線、電車特定区間及び東京地区の特定区間内相互発着となる場合は、円単位を切上げ10円単位とした額とします。

普通旅客運賃以外の運賃・料金

原則として現行の運賃・料金を108/105を乗じ、円単位を四捨五入し10円単位とした額とします。

調整

上記の改定によりますと改定率が超過するため、山手線、電車特定区間及び東京地区の特定区間内相互発着となる場合に適用する定期旅客運賃の改定率を低減することにより調整します。

3 申請運賃・料金の概要

申請内容

<http://www.jreast.co.jp/consumption-tax/>

* 税抜運賃：1～10キロメートル...現行の税込普通運賃から税相当分を差し引いた額
11キロメートル以上...賃率×中央*₅で認可を受けている額

改定率

運賃			料金	合計
定期外	定期	計		
2.960	2.676	2.861	2.842	2.857

旅客運輸収入表

(単位：億円)

		現行		改定 (B)	増減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸収入	定期外	9,275	8,833	9,550	274	2.960
	定期	4,983	4,746	5,117	133	2.676
	運賃計	14,259	13,580	14,667	407	2.861
	料金	3,396	3,234	3,492	96	2.842
	合計	17,655	16,814	18,160	504	2.857

注)：記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

4 実施希望日

2014年4月1日

5 届出により設定する運賃・料金

運賃・料金の認可後、届出により設定する運賃・料金の届出を行う予定です。

6 ICカードのサービス向上策

ICカードをよりご利用しやすいものにして参ります。

Suicaの販売価格を現行の2,000円から1,000円にいたします。

また、初期のチャージ金額に応じて2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、10,000円も発売いたします。

改札外でチャージしていただく場合の最低額を現行の1,000円から500円にいたします。

1回あたりのチャージ額を500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円からお選びいただけます。

改札内に設定しているのりこし精算機では、10円単位のチャージが可能です(2013年3月から)。

7 お問い合わせについて

ホームページによるご案内

<http://www.jreast.co.jp/consumption-tax/>

運賃・料金に関するお問い合わせ先

JR東日本お問い合わせセンター

電話 050-2016-1600 (6:00~24:00)

消費税率引上げに伴う運賃・料金改定

目次

- 運賃・料金改定の背景
- 運賃・料金改定の概要
 - 運賃・料金改定の基本
 - 運賃の単位
 - 初乗り運賃
- ICカードご利用時の運賃ときっぷご利用時の運賃
 - ICカードご利用時の運賃
 - ICカードご利用時の運賃の導入エリア
 - きっぷご利用時の運賃の端数処理
 - こどもの運賃
 - ICカードときっぷの運賃～留意点
 - 運賃表によるご案内

運賃・料金改定の背景

運賃・料金改定の背景

2014年4月1日より、消費税の税率が8%に引き上げられることが政府により決定されました。消費税は、消費一般に広く負担を求めるものであり消費者にできる限り公平に負担して頂くことが原則です。弊社では、この原則に則り、消費税率の引き上げ分をすべての運賃・料金に適正に転嫁させていただきます。



この度の消費税率引き上げに伴う運賃改定においては近時の首都圏を中心としたICカードの普及等を踏まえ消費税率の引き上げ分をより正確に転嫁する観点からICカードをご利用時の「1円単位運賃」が認められることとなりました。当社においても、ICカードご利用時の運賃についてはよりきめ細かく正確な転嫁を可能とする「1円単位運賃」を導入いたします。

運賃・料金改定の概要

原則として、すべての運賃・料金を改定いたします。

●普通運賃

- ・ ICカード
消費税率の引上げ相当分をより正確に転嫁するため「1円単位運賃」を導入いたします。
- ・ きっぷ
10円単位です。原則として、端数処理は四捨五入ですが、一部の区間では「切り上げ」といたします。

●その他の運賃・料金

10円単位で改定いたします。

ICカードの運賃 【1円単位】



ICカード

きっぷの運賃 【10円単位】

き っ ぷ ▶



磁気定期券 ▶



IC定期券 ▶



初乗り運賃

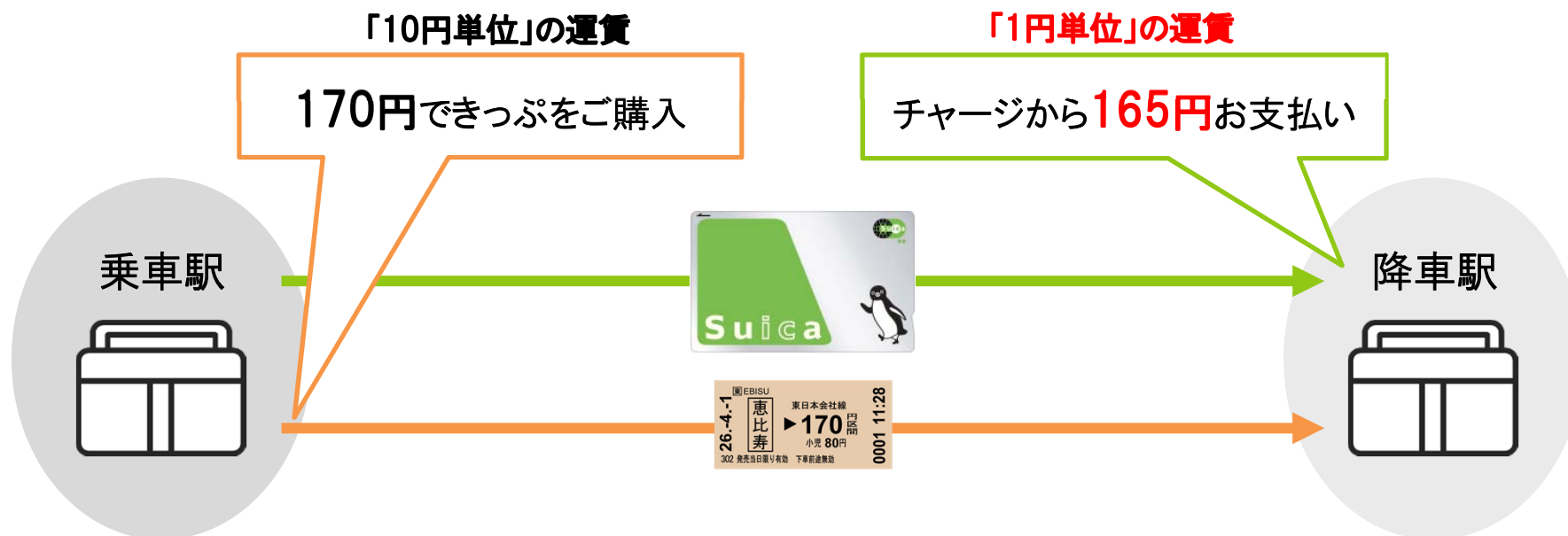
	現行運賃	申請運賃	
		ICカードご利用時	きっぷご利用時
幹線	140円	144円	140円
地方交通線	140円	144円	140円
電車特定区間	130円	133円	140円
山手線	130円	133円	140円

ICカードご利用時の運賃ときっぷご利用時の運賃

2014年4月1日 運賃改定以降

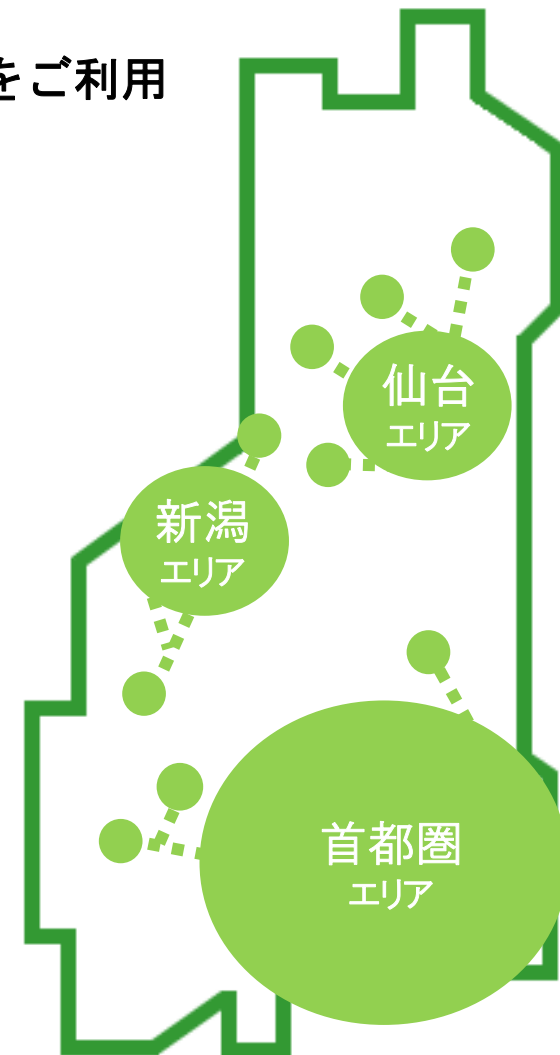
- ▶ ICカードで乗車駅から降車駅まで乗車した場合に適用
- ▶ 消費税率の引上げ分を「1円単位」で転嫁した運賃（きっぷの運賃は10円単位）

（例：電車特定区間の場合）



JR東日本のSuicaエリア・駅において、ICカードをご利用いただく場合の運賃が1円単位となります。

2014年4月1日から
Suica利用箇所を拡大！



きっぷご利用時の運賃の端数処理は、原則として「四捨五入」といたします。
ただし、ICカードの利用率が約8割の“電車特定区間・山手線内”においては「切り上げ」といたします。

幹線・地方交通線エリア



※仙台エリア、新潟エリアは幹線・地方交通線エリアです。

▼ 幹線・地方交通線

ICカードときっぷの大小関係は区間ごとに異なります。

現行運賃	140円	180円
ICカードご利用時	144円	185円
きっぷご利用時 四捨五入	144円→140円	185円→190円

▼ 電車特定区間・山手線内

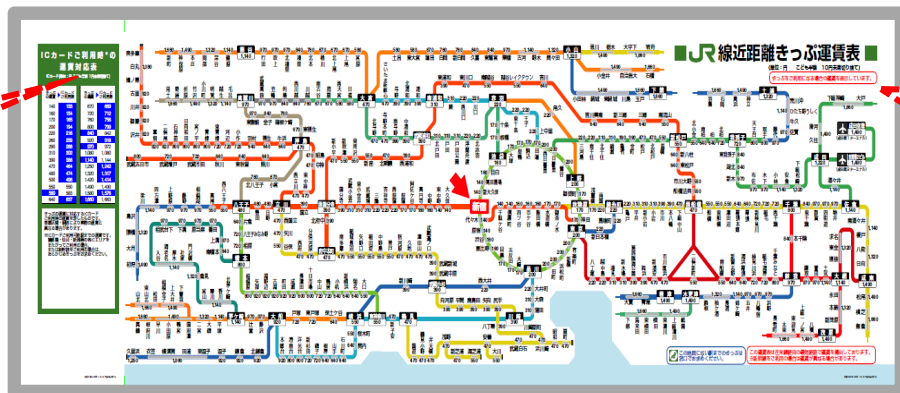
ICカードがきっぷよりも安く（一部同額）なります。

現行運賃	150円	160円
ICカードご利用時	154円	165円
きっぷご利用時 切り上げ	154円→160円	165円→170円

小児運賃は大人運賃の半額です。
 端数処理の違いによって、ICカードご利用時ときっぷご利用時の運賃の
 大小関係が大人運賃の場合とは異なる場合があります。

	きっぷご利用時の運賃	ICカードご利用時の運賃
大人運賃	190円	185円
小児運賃の算出	$190 \div 2 = 95$ 10円未満切り捨て	$185 \div 2 = 92.5$ 1円未満切り捨て
小児運賃	90円	92円

ICカード
 こども半額
 1円未満切り捨て



こども半額
 10円未満切り捨て
 きっぷ

ICカードときっぷの運賃～留意点

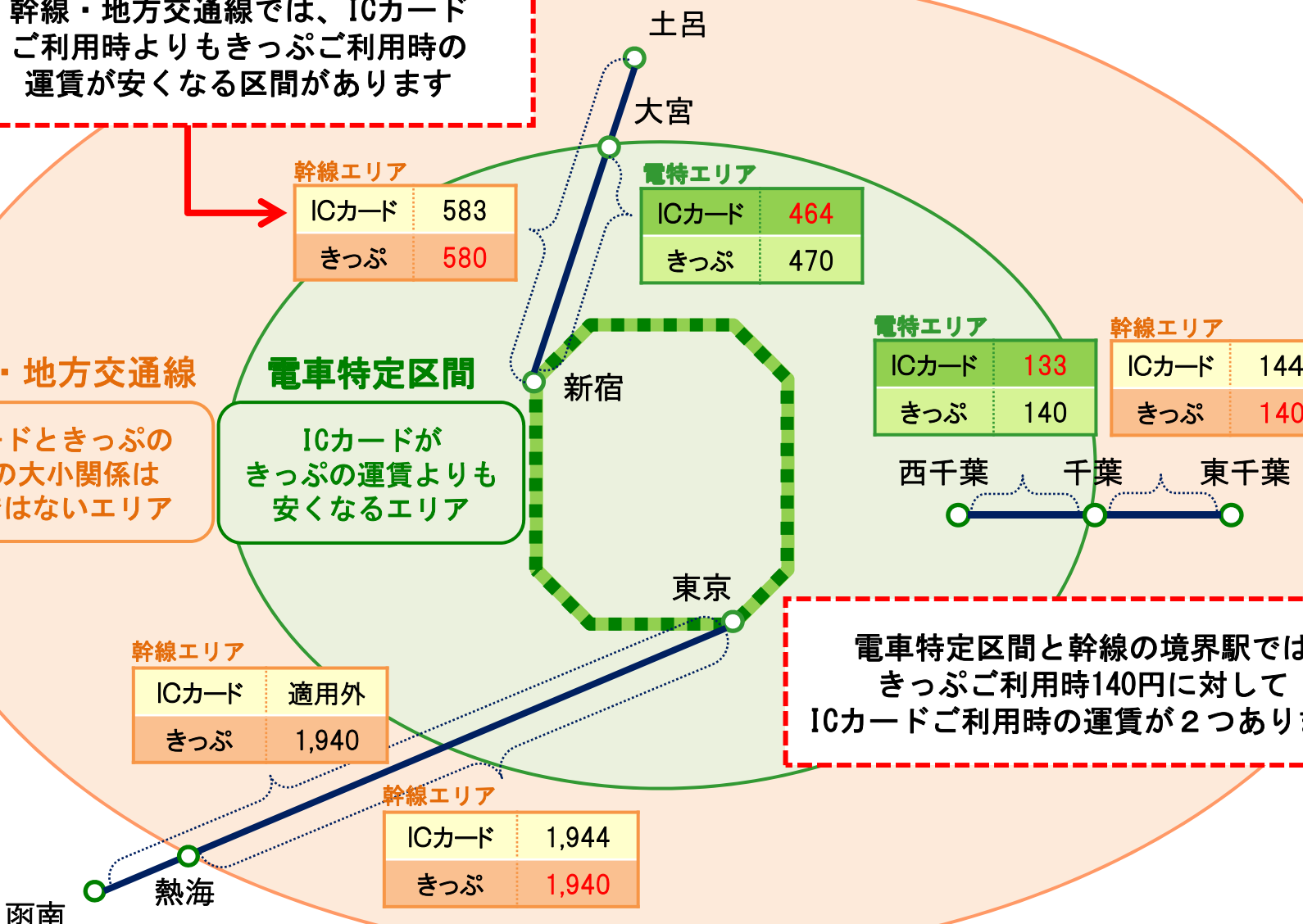
幹線・地方交通線では、ICカードご利用時よりもきっぷご利用時の運賃が安くなる区間があります

幹線・地方交通線

ICカードときっぷの運賃の大小関係は一律ではないエリア

電車特定区間

ICカードがきっぷの運賃よりも安くなるエリア



幹線エリア

ICカード	583
きっぷ	580

電特エリア

ICカード	464
きっぷ	470

電特エリア

ICカード	133
きっぷ	140

幹線エリア

ICカード	144
きっぷ	140

幹線エリア

ICカード	適用外
きっぷ	1,940

幹線エリア

ICカード	1,944
きっぷ	1,940

電車特定区間と幹線の境界駅ではきっぷご利用時140円に対してICカードご利用時の運賃が2つあります

函南

熱海

土呂

大宮

新宿

東京

西千葉

千葉

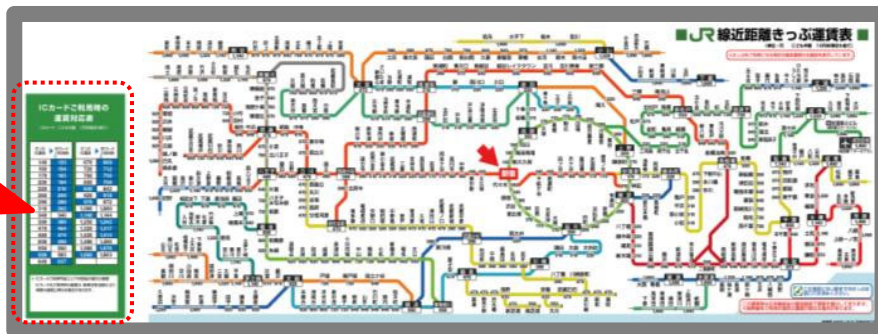
東千葉

【1】 運賃表

きっぷの運賃に対応するICカードの運賃を対応表によりご案内します。

ICカードご利用時の運賃対応表

きっぷの運賃	ICカードご利用時	きっぷの運賃	ICカードご利用時
140	133	670	669
160	154	720	712
170	165	760	756
200	194	800	799
220	216	840	842
260	259	920	918
290	288	970	972



(例：電車特定区間の駅の場合)

※橋本、拝島、大宮、千葉の4駅では、1つのきっぷの運賃に対して2つのICカードの運賃をご案内する必要があるため以下ご案内を掲示

きっぷの運賃が同額となる区間の対応

きっぷの運賃	● ICカードご利用時
140	士呂 144
	さいたま新都心 133
	与野 133
	北与野 133
	与野本町 133

【2】 電車特定区間のエリア図 (対象区間の駅のみ)

電車特定区間の駅では、きっぷご利用時よりもICカードご利用時の運賃の方が安く (一部同額) なることをご案内します。

※ 当駅から下記の駅を目的地としてICカードをご利用の場合の運賃は、きっぷご利用時の運賃と比較して同額かまたはお安くなります。

電車特定区間エリアマップ

